

障害者差別に関する相談事例について（2）

＜事 例＞

相談者	男性（障害者本人）※匿名希望のため、障害の詳細は差し控えたいとの申し出あり。身体障害者（歩行困難者）とのこと。
相談内容	<p>＜不当な差別的取扱いに関する相談＞</p> <p>相談者は、千葉市稲毛区に居住する身体障害者。居住地周辺で道路工事（ガス管に係る工事）が行われたが、修復が不十分であり、路面の凹凸が激しい状態となった。</p> <p>相談者は、身体障害による歩行困難者であるため、日常生活に支障が生じることとなった。花見川稲毛土木事務所に架電し、道路を完全に修復することを求めたが、「この件について、業者に伝えることはできるが、行政に強制力はなく、道路が完全に修復されるとは断言できない」と回答された。</p> <p>道路が完全に修復されないことは、自分のような身体障害者に対する配慮が欠けており、障害者差別に該当するのではないかとの申し出あり。生活に支障が生じている以上、改善に向けてしっかりと動いて欲しい気持ちがあったため、相談に至ったとのこと。</p> <p>⇒今回の相談について、当課から花見川稲毛土木事務所に報告し、自分が本当に困っていること、事態の解決に向けて真摯に取り組んでもらいたいことを伝えて欲しいとの要望あり。</p> <p>なお、本事案の結果については回答不要とのこと。</p>
対応	<p>＜事業者への事実確認＞</p> <p>担当者に事実確認を行ったところ、相談者の居住地周辺で、ガス管工事に伴う道路工事があったのは事実とわかった。一般的に、道路工事は『工事→仮修復→本修復』の過程を踏むものであり、現在、相談者の居住地周辺の道路は『仮修復』状態とのこと。</p> <p>『仮修復』状態の道路においては、相談者が述べたように道路に凹凸があるため、身体障害者の方にとっては、歩行に苦勞することが想定されるが、今後、本修復が行われれば、凹凸がない以前の状態に戻るとのこと。</p> <p>上記の件については、すでに業者とも共有しており、本修復については十全に行ってもらうよう依頼済とのこと。だが、相談者が述べたような状態に「完全に修復」されるかは断言しかねたため、上記のような回答をしたとのことであった。</p> <p>⇒当課より、障害（者）に対する理解促進及び合理的配慮を行っていただけよう、花見川稲毛土木事務所に伝えるとともに、本事案のような相談があった際は、相談者の方に対して、最大限ご理解いただけよう十分な説明を行っていただくよう依頼し、了承を得た。</p>

